

アグロガーデンビジネスカード（請求書払い）会員規約

第1条(会員資格)

株式会社ホームセンターアグロ（以下「当社」という）は、本規約を承認の上、当社が認めた掛けで商品を購入頂く官公庁・法人企業様を法人会員（以下「会員」という）とし、アグロガーデンビジネスカード＜請求書払い＞（以下「登録カード」という）を発行します。

第2条(特典・サービスの利用)

会員は、将来当社が提供するサービス・特典を提供時所定の方法で受けることが出来ます。

第3条(入会手続)

「アグロガーデンビジネスカード（請求書払い）申込書兼変更届」に必要事項を明記し申し込むものとします。

第4条(登録カードの有効期限)

登録カードの有効期限はありません。但し、毎年3月末時点での過去1年間のご利用がない場合は失効いたします。登録カード利用による支払いについては、失効後といえども本規約を適用するものとします。

第5条(ご利用可能枠)

1. 登録カードの利用可能枠は当社が審査し決定した額までとします。
2. 同条1項の利用可能枠は、会員の信用状態が悪化した場合等、当社が必要と認めた場合には会員の承認を必要とせず、これを減額できるものとします。また、会員が利用可能枠の増額を希望する場合は、当社指定の方法により申込を行い、当社が適切と認めた場合に増額するものとします。

第6条(登録カードのご利用方法)

当社サービスカウンターにて購入時に登録カードを提示して所定の書式に署名することにより、掛けでの購入ができるものとします。

（提示の無い場合は、掛けでの購入は出来ません）入会の店舗以外ではご利用頂けません。

第7条(登録カード利用代金債務)

会員は、会員に対して貸与された全ての登録カードの利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの義務を負うものとします。

第8条(お支払い)

ご利用代金は、商品購入月の月末締切の翌月20日払いとし、振込によるものとします（振込手数料は、会員が負担するものとします）。但し、金融機関等が休業日の場合は翌営業日とします。

第9条(会員資格の喪失および登録カードの一時利用停止)

当社は、次のいずれかに該当した場合、特に会員に通知することなく、会員資格を取り消し、利用可能枠内であっても登録カードを一時利用停止、または利用可能額を変更する等の措置をとることができるものとします。

- ①入会時または入会後に法人名等について虚偽の申告をした場合。②第8条に定めるお支払いがない場合。③第5条に定める利用可能枠を超えて登録カードを使用した場合。
- ④会員が11条1項および2項の各号のいずれかに該当した場合。⑤会員の信用状態が著しく悪化したまたは悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
- ⑥第10条1項各号のいずれかに該当し、もしくは第10条2項の各号のいずれかに該当し、または第10条1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ⑦当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動不當な要求をし、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があつた場合。
- ⑧その他会員資格を継続させることができると当社が判断した場合。

第10条(反社会勢力の排除)

1. 会員（本条においては、会員の役職員等および会員を実質的に支配し、もしくは会員の経営に影響力を行使できるものを含む。）は、現在次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないこと及び反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力に協力しないことを確約するものとします。
①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
⑥前各号の共生者⑦その他前各号に準ずる者
2. 会員は自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。
①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または詐術、暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為

第11条(期限の利益の喪失)

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
①登録カード利用にかかる債務の支払いを2ヶ月延滞した場合。
②会員が差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは租税公課の延滞処分を受けた場合。
③会員に債務整理のための和解、調停等の申立てがあった場合、または、債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社または利用店舗に到達した場合。
④本規約に基づく取引以外の当社との他の契約に基づく期限の利益を喪失した場合。
2. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当社からの請求により期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
①入会の申込みに際して虚偽の申告があった場合。
②会員が、破産、民事再生、会社更生、または特別精算の申立てをした場合、もしくは解散または営業の廃止を行った場合。
③会員の信用が著しく悪化した場合。
④第10条の規定により会員資格を取り消された場合。

第12条(登録カードの紛失・盗難)

1. 登録カードが紛失または盗難、詐欺もしくは横領にあった場合は、遅滞なくその旨を所轄警察署へ届け出るとともに当社連絡先まで申し出るものとします。
2. 会員は登録カードの紛失・盗難により他人に不正に使用された場合、その利用代金の支払いの責を負います。
3. ただし、当社は登録カードの紛失・盗難により他人に不正使用された場合において同条1項に定める手続きをとった場合は、下記に該当する場合を除き、この不正使用により受けた損害について5万円の免責により上限を1000万円として補填するものとします。
①会員の故意または重大な過失に起因する場合。
②会員の家族・同居人・留守居役あるいは代理人による不正使用に起因する場合。
③会員が登録カードを他人に貸与する等、保管を怠り不正使用された場合。
④戦争・地震など著しい社会秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する場合。
⑤会員規約に違反している状況において、紛失・盗難が行われた場合。
⑥会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、または当社の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合。
⑦紛失・盗難の届出が虚偽であった場合。
⑧この損害が同条1項に基づく紛失・盗難の届け出を当社が受理した日の61日以前に生じたものである場合。

第13条(登録カードの再発行)

紛失・盗難・破損等の理由で使用不能になった場合、または失効した場合は当社が認めた場合に限り再発行します。尚、再発行手数料は会員が負担するものとします。

第14条(変更手続)

会員は、住所・社名・電話・支払条件等で入会時より変更が発生した場合は、遅滞なく当社連絡先まで申し出るものとします。

第15条(退会)

会員は、当社連絡先へ退会の申し出を行なうことが出来ます。但し、当社に対してのお支払いが完済している場合に限るものとします。

第16条(会員情報の収集)

会員は当社との登録カードによる取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、当社が保護措置を講じた上で会員情報の収集・保有することに同意します。

第17条(会員情報の利用目的)

会員情報は、以下の目的のために利用します。なお、統計化した情報については、本プライバシーポリシーの定めにかかわらず、利用できるものとします。

- ①入会・退会の管理、情報の訂正等その他の会員情報および会員の管理のため。②代金の請求、支払いの確認等に関する事務処理のため。③商品の購入・予約・返品・交換の際の本人確認のため。④商品の販売・配送・設置・工事等、商品販売とこれに付随するサービスの提供のため。⑤ダイレクトメール・メールマガジン等による会員特典・キャンペーン・商品情報等の提供のため。⑥会員へのアンケートの実施その他会員からのご意見・ご感想を受け付けるため。⑦属性情報等に基づく会員への弊社または第三者のウェブサイト上で広告・コンテンツ等の配信・表示のため。⑧当社グループまたは提携先で取り扱っている商品やサービスに関する情報の提供のため。⑨会員のお買物動向調査、販売促進活動の効果検証等を行うため。

第18条(規約の改定)

本規約および提供するサービス・特典内容の全部または一部は、会員の事前承諾なく変更または廃止する場合があります。本規約の規定の変更または廃止については、変更する内容を事前に告知するよう努めるものとします。当社は、当該告知後、会員が登録カードを利用、または7日を経過した場合は、会員が変更後の本規約に同意したものとみなすことができます。